

○事務局長（高屋鋪勝英君） 議会事務局長の^{たかやしき}高屋鋪です。よろしくお願いいたします。

本臨時会議は、一般選挙後初めての議会でありまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。したがって、本日、出席議員の中で年長の^{さいとう}齊藤^{よしのぶ}好信 議員を臨時議長として御紹介いたします。

齊藤議員、議長席にお着き願います。

（齊藤議員 議長席へ移動）

○臨時議長（齊藤好信君） ただいま紹介されました齊藤です。

地方自治法第 107 条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、各議員から自己紹介をお願いいたします。

1 番議席から順次、自席にて御紹介願います。

○1 番（奥崎裕子君） このたび当選いたしました^{おくざき ゆうこ}奥崎 裕子と申します。このたび、自分がやってみたくと議員への立候補を決意し、たくさんの方から応援と御意見を頂きました。私だけでなく、この町に住むいろいろな方々が、それぞれの立場で考え、思っていることをすくい上げて伝えていくことが私に期待されていることなのだと思います、全てが手探りで勉強とはなりますが、楽しんで一生懸命頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○2 番（小原仁興君） 下川町議会議員 2 期目となります^{おばら よしおき}小原 仁興です。担い手世代、若者の意見をしっかりすくい上げながら、理事者としてしっかり討論をしながら、より良い施策、より良い仕事ができるように毎日頑張ってまいりたいと思います。4 年間、よろしくお願いいたします。

○3 番（我孫子洋昌君） 今回、3 期目となります^{あびこ ひろまさ}我孫子 洋昌です。一人一人の声を町政へ届ける…この思いは変わらずに、この議場で、また、様々な議会活動においてやり遂げたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○4 番（大西 功君） おはようございます。^{おおにし いさお}大西 功 でございます。3 期目になります。私のモットーであります、皆さんが主役のまちづくり、これを常に頭の中に入れておきながら、これからまた一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願います。

○5 番（中田豪之助君） 今期で 2 期目になります^{なかつた ごうのすけ}中田 豪之助です。今までの 4 年間も…至らないところといたしますか…勉強しながら、無我夢中で過ごしてきた議員の 4 年間でした。これからはもう少し…その蓄積をいかして、引き続き勉強しながら、行政の方と切

磋琢磨しながら、議会も活性化を目指して、引き続き4年間努めたいと思いますので、よろしく願います。

○6番(桜木 誠君) おはようございます。このたび、無投票当選ではございましたが、初当選をさせていただきました桜木^{さくらぎ}でございます。私の信念としまして、親しみやすく接しやすい議員活動に努めていきたいと思っております。今、下川町には多くの課題が山積してございます。その課題が一つでも着実に解決されて進むよう、町政と議会の潤滑油的な役割を果たしていければなというふうに考えております。これから4年間、皆さんどうぞよろしく願います。

○臨時議長(齊藤好信君) おはようございます。今期、3期目の齊藤でございます。私は、この4年間、町民の期待に応えられるように、町民が恩恵を受けられるように、誠心誠意頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、町長より就任の御挨拶があります。演台にて願います。

○町長(田村泰司君) 本日ここに、統一地方選挙後、初の議会を招集いたしましたところ、御多用の折にも関わりませず、全議員の御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

議員の皆さまには、さきに執行されました、下川町議会議員選挙におきまして、町民の要望を担って、めでたく当選の栄に浴されましたこと、心からお祝い申し上げる次第でございます。おめでとうございます。これもひとえに議員の皆さま、それぞれの立場で培われました多くの活動やそのお人柄によるものと改めて敬意を表するところでございます。

私もまた、同時に行われました町長選挙におきまして、町民の皆さまの温かい御支援をいただき、町政を担当させていただくことになりました。昨年12月に役場を退職してから、4か月半の活動の中で、多くの町民の皆さまとの懇談や、各事業所などへの訪問、町民の集い、役場職員との懇談などを通じて、多くの声をお聞かせいただき、町政を担当する者としての自覚、町民の皆さまが何を求めているか、より強く実感をし、今はただ、町民の皆さまの期待の大きさをひしひしと感じているところです。

下川町は、先人の労苦とたゆまない努力によりまして、幾度となく訪れた危機を乗り越え、現在では、SDGs未来都市など、全国の地域づくりのモデルといわれております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症、燃油・資材・飼料・物価高騰が、町民生活、事業活動に影響を及ぼしているとともに、人口減少、少子高齢化、人材・担い手不足、財政問題、そして公共インフラの老朽化など、このままの状況で推移すると地域の根幹を揺るがす事態となると認識をしているところです。町民の皆さんが心一つにして、この難局を乗り越え、課題を先送りすることなく、「住み続けようと思うまち・住み続けられるまち」を創るため、「オール下川」、「オール下川町役場」として、政策を総動員し、基幹産業の振興と定住政策を軸に、町民の和をもって、「環」のまちづくりを進め、「下川を再興」し、「いのち・人・森・大地が光り輝くまち」を目指してまいります。

私はその実現のため、町長として責任の重さを噛みしめ、山積する課題に、職員とともに勇気を持って積極果敢に挑戦しなければならないと強く決意をしているところです。

議員の皆さまの格別なる御指導、御支援を賜りたく、心からお願いを申し上げる次第でございます。また、議員の皆さまにおかれましても、ますます御健勝にて、町政の推進に御活躍されますことを御祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（斉藤好信君） 次に、執行機関関係者からの自己紹介をお願いいたします。総務課長から順次、自席にて職名と氏名を御紹介願います。

○総務課長 兼 保健福祉課長（小林大生君） 総務課長兼ねて保健福祉課長の小林こばやしでございます。よろしくお願いいたします。

○政策推進課長（疋田賢哉君） 政策推進課長の疋田ひきたと申します。よろしくお願いいたします。

○農林課長 兼 農業委員会事務局長（古屋宏彦君） 農林課長併せて農業委員会事務局長の古屋こやと申します。よろしくお願いいたします。

○建設水道課長（平野好宏君） 建設水道課長の平野ひらのです。よろしくお願いいたします。

○会計管理者 兼 税務住民課長（高橋祐二君） 税務住民課長兼ねて会計管理者の高橋たかはしです。よろしくお願いいたします。

○教育長 兼 教育課長事務取扱（川島政吉君） 教育委員会教育長の川島かわしまです。よろしくお願ひします。兼ねて教育課長も行っております。よろしくお願ひします。

○町立下川病院事務長（羽場剛健君） 町立下川病院事務長の羽場はば 剛健よしたけです。どうぞよろしくお願ひいたします。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） あけぼの園園長の齋藤さいとうと申します。よろしくお願ひします。

○山びこ学園長（中澤利紀君） 障害者支援施設 山びこ学園の中澤なかざわと申します。よろしくお願ひいたします。

○選挙管理委員会委員長（丸井義嗣君） 選挙管理委員会委員長の丸井まるい 義嗣よしつぐと申します。よろしくお願ひをいたします。

○農業委員会会長（武藤昭広君） 農業委員会会長の武藤^{むとう}昭^{あきひろ}広です。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（斉藤好信君） 以上で自己紹介を終わります。

○事務局長（高屋鋪勝英君） 皆さまに御連絡いたします。本日、本会議閉会後の夕方に、議場におきまして、議員並びに町長、特別職の集合写真を撮影しますので、本会議終了後はそのまま待機いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（斉藤好信君） ここで、執行機関関係者の皆さまは御退場願ひます。

（執行機関関係者 退場）

午前10時15分 開会

○臨時議長（斉藤好信君） ただいまから、令和5年下川町議会定例会5月臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の7人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配布のとおりです。

○臨時議長（斉藤好信君） 日程第1 「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

○臨時議長（斉藤好信君） 日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、臨時議長において、1番 奥崎裕子 議員及び2番 小原仁興 議員を指名いたします。

○臨時議長（斉藤好信君） 日程第3 選挙第1号「議長の選挙」を行います。

議長の選挙に先立ち、下川町議会基本条例第9条の規定により、議長の職を志願する議員の所信表明の機会をここで設けたいと思います。

なお、私も、あらかじめ所信表明の申し出をしておりますので、この間、次の年長者である桜木議員を臨時議長に指名し、交代いたします。

（桜木議員 議長席へ移動）

○臨時議長（桜木 誠君） それでは、臨時議長に指名をいただきましたので、この場の進行は私の方で進めさせていただきます。

あらかじめ 2 名の議員から申し出がありましたので、申し出の順に所信表明を行います。

それでは、3 番 我孫子議員、演台にてお願いいたします。

○3 番（我孫子洋昌君） このたび、私、我孫子洋昌は、今期の下川町議会議員選挙に向けた所信を表明いたします。

8 年前の町議会議員選挙に 9 人が立候補しました。その中で 9 位、つまり落選をしたのが、私、我孫子洋昌でございます。この議場にいる今期の議員の皆さんで、町議選挙に落選したという経験を持つのは私だけだと思います。

札幌で生まれ育ち、都内の大学と松下政経塾で学んだ私が、当時の北海道電力の会長の戸田 一夫^{とだ かずお}さんに御縁をいただきまして、産業クラスターの仕事で何度も足を運んだのがこの下川町です。森林を軸にした下川町の産業クラスター構想を形にしたいという思いから、2003 年の春に移住いたしました。以来、どちらかという理屈ばかりで未熟だった私を、ふるさと開発振興公社や観光協会、また、キッズスクールのスタッフ、葬儀役員代行など、様々な仕事を通じて、多くの町民の皆さまが育ててくださいました。町の会議にも委員として参加したことで、下川の町政に関心を持ち、2011 年 4 月の町議選挙に立候補し、無投票で初当選となりました。

私の 1 期目は、安齋^{あんざい}町長の 4 期目と重なりました。今、振り返りますと、経験豊富な町長の町政運営に対して、批判的思考…英語でいいますところの *critical thinking*（クリティカルシンキング）…こちらを志向するあまり、背伸びした…上から目線だったり、ともすれば生意気と捉えられる言動で、全く未熟だったとっております。

その結果、2015 年の町議選挙では落選となりました。その時、143 票を投じていただいた皆さま、お支えいただいた皆さまに、あわせる顔もなく、自らの至らなさを恥じる日々でした。

そして、2019 年の町議選挙です。立候補には本当に勇気がいりました。また落選することへの恐怖心も当然ありました。「どうせ我孫子は駄目だろう」というような幻聴さえ襲ってきたことがあったと記憶しております。しかし、私が師事した行政学者^{にしお たかし}の西尾 隆先生が紹介してくれた、ドイツの社会学者のマックス・ウェーバーがこんな言葉を残しております。「どんな事態に直面しても「それにもかかわらず！」と言い切る自信のある人間。そういう人間だけが政治への「天職」を持つ。」、私はこの言葉を思い出しました。当時、たった 1 期しか経験してなかったわけですから、これで「政治が私の天職ではない」と諦めるには、1 回落選したくらいで判断するのは早いと、私はこんなところでも未熟だったなと思っております。

再出馬までの 4 年間は、観光協会や新聞販売店での仕事に加え、塾の講師や特別支援教育支援員、また、社会福祉法人での仕事や公区役員を務めるなど、地に足をつけた活動の中から、再び立候補を決意し、精一杯の訴えをさせていただき、335 票という大変重たい支持をいただき、再び議席を得ることができました。

このような私の再挑戦を後押ししてくださった町民の皆さま、さらに、私を「下川町に

とって必要な存在」として再び議会に送ってくださった町民の皆さまの御恩に報いる時が来たのだと思っております。それは、下川町全体が、様々な職場で、年代で、ライフステージで、再挑戦できる、希望あふれる町となることを形にすることで示してまいります。

これは、議員として3期目を迎え、一定の議会経験を得て、また、町内で様々な職を経て、様々なお立場の方々とふれあってきた、何より落選したという経験を持つ私だからこそ担える立場なのだ、その役割を担うのだと考えております。

今、下川町の町政は、町民からも、また、町外からも共感と信頼を高めなければならない…この時期にあると考えております。

今回の町議会議員選挙は、下川町始まって以来の1名欠員という結果です。まさしく町民が町政運営に対して関心を失っている、参画意欲が低下している危機的状況ともいえます。このため、議員のなり手不足への対策は、今期の議会活動全体における最優先課題であるというふうに私は考えます。

町の様々な課題について、どのような最適解を導き出していくかというのは、理事者や行政職員だけでなく、議員も考え、議会として提案する、意思決定をするという役割を担っています。議会としてより良い下川町の将来を実現するために、町政を前に進める車の両輪として活動していかなければなりません。

下川町議会は、他の町村議会と比較すれば、情報公開や意見交換などが活発であると評価されております。これらは歴代議長や議員各位が取り組まれてきたことの大きな成果であると考えております。

このことを踏まえ、町民が町政の意思決定の内容やプロセスを更に理解し、一步踏み込んで町政に関わってみたいと思っただけのよう、これまで以上に議会からの情報提供を充実させ、議員と町民との間のコミュニケーションも促進したいと考えております。そのため、他の町村議会などの先進事例を調査し、下川町議会でも実現可能なものを一つでも多く取り入れていきたいというふうに考えております。

また、町外、特に中央官庁との関係性においては、国の成長戦略にも掲げられているとおり、デジタル社会の推進や脱炭素の取り組み、そして子育て支援といった分野で財政支援が強化されつつある、まさに重要な時期にあるというふうに捉えております。過去に補助金取り下げといった事例があったかもしれませんが、新たな執行体制、そして議会との新しい関係を示しつつ、改めて関係構築を強化すべきだと考えております。

町政推進の一翼を担う議会として、下川町を前へ動かすため、私の持てるネットワークも十分活用し、信頼と共感を取り戻してまいりたいと思っております。

最後になりますが、議長は議会を代表し、会議を主宰する立場にあります。その職務の執行に当たっては、厳に公正中立であるべきと認識しております。そのため、各委員会、個々の議員の御意見に真摯に耳を傾け、議論の過程を明らかにしながら、議会制民主主義の本旨に則り、常に公平・公正な立場で丁寧な議会運営に努めてまいりたいと考えております。

議員各位には、どうか御賛同いただき、議長選挙、また、私、我孫子洋昌の所信に対し、御理解と御支援を心よりお願い申し上げまして、甚だ簡単ではありますが、私の所信とさせていただきます。以上です。

○臨時議長（桜木 誠君） 次に、7番 齊藤議員、演台にてお願いします。

○7番（齊藤好信君） このたび、下川町議会議長に立候補するに当たり、私の所信を述べさせていただきます。

私は、住民に最も身近な行政を担う基礎こそが地方議会であると考えております。よって、町民に最も身近な議会であるためには、町民と議会に垣根があってはならないのです。

議会がより積極的に町民の声なき声、小さな声を受け止める力を持ち、行政に反映させていかなければならないと思います。したがって、私たち議員は、今まで以上に議員の質、議会の質をどう高めていくかが大事になると思います。

さて、下川町議会は、前近藤議長を中心に前議員各位の精力的な議論を重ねた中、道内においても先駆的な議会改革を進めてまいりました。中でも、通年議会の導入、また、町民の安心・安全を確保するために緊急を要する事態への対応などであります。さらに、議員のなり手不足の課題に対して、議会環境の整備を図る上で、議員報酬や定数のあり方等の議論を進めてきたところでもあります。しかし、残念ながら、下川史初の定数割れという事態になったところでもあります。

4年に一度の投票機会を奪われ、政治の関心が薄れる危惧がある中、町民から負託を受けた私たちは、改めて議員の矜持をみなぎらせて働く責務があると考えます。一方で、女性議員の誕生は、女性の視点からきめ細かく地域の課題を拾い上げ、多様な民意を受け止められる力を持つことになり、極めて重要であり、議会の更なる活性化が期待されることでもあります。

今後の4年の任期間は、下川町のみならず全国の自治体が抱える人口減少、少子高齢化に伴う担い手不足の課題のほか、耐用年数を迎える公共施設の維持、更新についても、将来の町の人口減少を見据えた判断が求められるなど、様々な課題を解決していかなければならない重要な時であります。したがって、議会の責務は審議・決定や執行の監視といった機能だけではなく、町民に対しての行政サービスが公平に分配がなされるよう住民の目線で様々な方々に目配りした、生活現場と政治をつなぐ民意の集約と政策の提案など、幅広い役割が極めて大事になるものと考えます。

山積するまちづくりに向けて、今後の議会運営については、最終意思決定機関である議会は、執行機関との関係において、緊張関係を保持しつつ、執行機関からの政策議案に対して、町民の福祉の向上に寄与するとともに、下川町の繁栄につながるかを議論の基盤に置き、協力すべきものには全力で後押しすべきものと考えている次第であります。

私は、議会が活性化されれば地域が変わるとの信念を持ち、議員の皆さまがそれぞれの能力、持ち味を出し合い、活発な議論の中で最良の結果を目指す、挑戦と向上の「チーム議会」でありたいと考え、立候補した次第であります。

結びに、各議員のお力添えを賜りますようお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。

○臨時議長（桜木 誠君） 以上で、議長の職を志願する議員の所信表明を終わります。

ここで、臨時議長を齊藤議員と交代いたします。御協力ありがとうございました。

(斉藤議員 議長席へ移動)

- 臨時議長（斉藤好信君） それでは、議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

- 臨時議長（斉藤好信君） ただいまの出席議員数は、7名です。
次に、立会人を指名します。
下川町議会会議条例第35条第1項の規定で、立会人は2名以上となっていますので、
同条第2項の規定により、4番 大西 功 議員及び5番 中田豪之助 議員を指名いたします。
次に、投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

- 臨時議長（斉藤好信君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 臨時議長（斉藤好信君） 配布もれなしと認めます。
次に、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

- 臨時議長（斉藤好信君） 異常なしと認めます。
投票方法について、念のため申し上げます。
投票は単記無記名です。
さらに申し上げます。
先ほど、我孫子洋昌 議員、私から、議長の職を志願する所信表明がありましたが、
全ての議員が被選挙人となります。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

(投票用紙記載)

- 臨時議長（斉藤好信君） ただいまから投票を行います。
事務局長の点呼の順に、議席番号1番から投票をお願いいたします。

(事務局長点呼 ・ 投票)

○臨時議長 (斉藤好信君) 投票もれはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長 (斉藤好信君) 投票もれなしと認め、投票を終わります。

次に、開票を行います。

4 番 大西 功 議員及び 5 番 中田豪之助 議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長 (斉藤好信君) 開票が終了しましたので、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 7 票。

そのうち、有効投票 7 票です。

有効投票のうち、我孫子洋昌 議員、4 票、斉藤好信 議員、3 票。

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。

したがって、我孫子洋昌 議員が、議長に当選されました。

ここで、議場の出入口を開きます。

(議場開場)

○臨時議長 (斉藤好信君) ただいま当選されました、我孫子洋昌 議員が、議場におりますので、下川町議会会議条例第 36 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

これで臨時議長の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

(斉藤議員 自席へ移動)

○事務局長 (高屋鋪勝英君) 我孫子洋昌 議長、議長席にお着き願います。

(我孫子議長、議長席へ移動)

○事務局長 (高屋鋪勝英君) それでは、我孫子議長から御挨拶をいただきたいと思いません。

○議長 (我孫子洋昌君) ただいま議長として当選いたしました、我孫子洋昌です。

今回、斉藤議員と所信を共にこの場で表明をさせていただき、そして今回の結果となりました。二人とも議会の活性化、そして町民と議会との関係性、こちらについて意識を改

めて共有したというところでもあります。

新しい議会、そして新しい理事者との関係、また、町民との関係においても、「チーム議会」として、しっかりと、議員お一人お一人の活動が町民にとって幸せなもの、また、町民が必要とされるものに対して真摯に向き合っていけるよう、議会全員として取り組んでいけるよう、私も微力ではありますが精一杯努力してまいりますので、どうぞ皆さまの御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） それでは、早速議事に入ります。

日程第4 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、下川町議会会議条例第5条の規定により、本日から令和6年4月30日までの358日間をしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から令和6年4月30日までの358日間とすることに決定いたしました。

また、本臨時会議の審議を要する期間について、本日1日限りといたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日1日と決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第5 選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

副議長の選挙に先立ち、下川町議会基本条例第9条の規定により、副議長の職を志願する議員の所信表明の機会をここで設けたいと思っております。

あらかじめ2名の議員から申し出がありましたので、申し出の順に所信表明を行います。

それでは、2番 小原仁興 議員、演台にてお願いいたします。

○2番（小原仁興君） 副議長の立起に当たり、所信を表明したいと存じます。

下川町議会議員選挙は、1名欠員のまま当選が確定し、7名での議会運営という船出となってしまうことには、大変衝撃を受けているところでございます。

議会が議員としてなぜ定数を定めているのかといえば、行政から提案された事柄に対して、それぞれの議員が、弱い立場や支援者の置かれている実情を思い馳せ、鑑みることに

よって、意見を述べたり、欠けた視点を付け加えたりと、更に良い施策になるように知恵を集結し、議論を深めるために定数が定められているのです。

そのような意味では、町民より、よく「上程される事柄に対して、議員は賛成しかしないのはなぜなのか。」という質問を度々耳にしますが、私はそのようなことは全く当たらず、提案時のそれと総務産業常任委員会や本会議通過後の決議の中身とでは、議員と行政との間で全ての疑問は拭い去られており、更に良いものとした上で賛成されているものと認識しており、原案可決と一言に表現はされておりますが、その前と後とでは性質の違うものであると認識をしているところです。

そのことから、議員の欠員は、町民の代弁者が議会から一人いなくなってしまったことを意味しており、これからの審議をしていく上でも、町民にとって大きな損失であることは、今回の選挙期間中の街頭演説でも町民に説明をしてきたところです。

私が副議長として立候補をした理由が、もし地位や議員報酬に目が眩んだのだと、議員各位が思ったのであれば、正直申し上げて、そんな思いで私の名前を書いていただく必要はないと申し述べておきたいと思っております。副議長の職は、中身も含めて軽いものではないことは理解しております。

私が立起に思い至ることになったのは、私に副議長をしてほしいと願う仲間がいたからです。議員各位の中でも、窓から空を眺めているだけで、いろんな思いで私が外を見ているのだと察してくれる議員がおります。町議会議員の執務をするだけでも大変な負担を課せられていることは、2期目、3期目を迎える議員におかれましても、何ら疑問を挟む余地はないものと思っております。「小原仁興が倒れるとするなら、前のめりで倒れてくれ。」そう言ういただける町民がいる以上、その期待に応えたい。私の立起理由はその一点に尽きるのです。

議長、副議長は誰がなっても変わらない…全くそんなことはございません。前回の近藤議長、斉藤副議長がいなければ、これだけの議会改革は成し得なかったと思っておりますし、人一倍議会運営を悩み、議員を説得し、思いを収れんしたことで、今日の議会の礎とすることができたのです。

一方で、私の使命ももちろんございます。担い手労働世代の意見を述べる、自分の意思として理事者から提案される審議に意思表示をする、町民の思いを理事者に伝える、それらのことは副議長での立場でもしっかり行使ができるものです。

私が副議長になった暁には、今まで以上により良い議会となるよう、議会基本条例の完成へ向けた周辺条例の成案と、次代へつなぎきる議会への取り組み、審議では行政との一定の緊張感を持って、議員一人一人が…その意見が議会でいかされるような審議に努めてまいります。

また、議長が今、確定いたしました。理事者におかれては御存知のとおり、一般質問を精力的に行われていた議長でございます。全てに登壇するとは思いませんが、必ずや一般質問に登壇し、理事者側へ質す日が来るものだと思っております。その時は、議長に代わり、しっかりと努めてまいります。

小原仁興が、今まで以上にしっかりと議会で働くためにも、議長とともに頑張っていく所存でございますので、この副議長という重責、小原仁興にお任せいただきますよう、議員各位の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げます、副議長の所信表明といたします。

す。

○議長（我孫子洋昌君） 次に、6番 桜木 誠 議員、演台にてお願いいたします。

○6番（桜木 誠君） それでは私の方から、このたびの下川町議会副議長選挙に際しまして、所信表明をいたします。

議員の皆さんも御承知のとおり、現在の下川町は、公共施設統廃合の検討、効率的で効果的な行政運営に向けた機構改革、更なる住民サービスの向上のための施策や事業に必要な財源の確保など、早急に取り組まなければならない行財政改革などの課題が山積をしております。それらの課題を解決していくためには、議会と行政が車の両輪となって、町民の皆さんを安全で安心して快適な未来に送り届けなければならないと考えております。

私、個人としましては、4年前の町長選挙から、行政と議会がかみ合っていないような感じを受けております。必要な施策や事業が滞っていると感じているところでございます。その大きな要因としましては、行政の明確な意思決定やスピード感の無さが招いたものと思っております。

この春の下川町長選挙において、新たな町のトップリーダーが誕生した今こそ、私たち議員は、議会としての行政に対するチェック機能を果たしながらも、車の両輪となってまちづくりを進めなければなりません。議員の皆さん、それぞれ個人の思想や考え方など、様々かと思いますが、今、一つになって町民のための議員活動、議会運営を進めていこうではありませんか。

私は、今回が初当選でありまして、投票による当選という町民の審判を受けてはおりませんが、正副議長会議などを通じて、町のトップリーダーである町長や副町長などに提言など行いながら、これまでの行政経験をいかして、行政と議会の潤滑油の役割を果たしていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、私の思いの一端を述べまして、下川町議会副議長選挙に際しての所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で、副議長の職を志願する議員の所信表明を終わります。

それでは、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（我孫子洋昌君） ただいまの出席議員数は、7名です。

次に、立会人を指名します。

下川町議会会議条例第35条第1項の規定で、立会人は2名以上となっておりますので、同条第2項の規定により、7番 斉藤好信 議員及び4番 大西 功 議員を指名いたします。

次に、投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長（我孫子洋昌君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 配布もれなしと認めます。
次に、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（我孫子洋昌君） 異常なしと認めます。
投票方法について、念のため申し上げます。
投票は単記無記名です。
さらに申し上げます。
先ほど、小原仁興 議員、桜木 誠 議員から、副議長の職を志願する所信表明がありましたが、全ての議員が被選挙人となります。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

(投票用紙記載)

○議長（我孫子洋昌君） ただいまから投票を行います。
事務局長の点呼の順に、議席番号1番から投票をお願いいたします。

(事務局長点呼 ・ 投票)

○議長（我孫子洋昌君） 投票もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 投票もれなしと認め、投票を終わります。
次に、開票を行います。
7番 斉藤好信 議員及び4番 大西 功 議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（我孫子洋昌君） 開票が終了しましたので、選挙の結果を報告いたします。
投票総数7票。
そのうち、有効投票7票です。

有効投票のうち、桜木 誠 議員 5 票、小原仁興 議員 2 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。

したがって、桜木 誠 議員が、副議長に当選されました。

ここで、議場の出入口を開きます。

(議場開場)

○議長（我孫子洋昌君） ただいま当選されました、桜木 誠 議員が、議場におられますので、下川町議会会議条例第 36 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました、桜木 誠 議員より、就任の御挨拶をお願いいたします。

○事務局長（高屋鋪勝英君） 桜木副議長、演台にてお願いいたします。

○副議長（桜木 誠君） このたび、下川町議会の副議長選挙におきまして、副議長に当選をさせていただきました桜木でございます。

私、今回初当選でありまして、ましてや無投票当選です。そういった中で、私に副議長を任せていただきまして、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

先ほど、私と一緒に所信表明をいたしました小原議員、思いは一つだと思えます。これから、やっぱり…オール下川で行政も議会も一体となって、下川町のために働いていかなければならないと考えております。町民のための議会活動、議会運営を、これから志していきたいと思えます。

今回就任しました我孫子議長、しっかり補佐役を務めさせていただきながら、また、議員の皆さんとも潤滑剤となりながら努めていきたいと思えますので、今後も御指導をよろしくお願ひしたいと思えます。本日は、大変どうもありがとうございました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 6 「議席の指定」を行います。

議席は、下川町議会会議条例第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（高屋鋪勝英君） それでは、議席番号 1 番は桜木副議長です。

議席番号 2 番は、奥崎裕子 議員です。

議席番号 3 番は、小原仁興 議員です。

議席番号 4 番は、中田豪之助 議員です。

議席番号 5 番は、大西 功 議員です。

議席番号 6 番は、斉藤好信 議員です。

7 番は、我孫子議長ということになります。

以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。
それでは、議席が決定されましたので、この後、指定の議席に移動をお願いいたします。
ここで、正副議長打合せのため、休憩いたします。

○事務局長（高屋鋪勝英君） お知らせいたします。
議長、副議長は、議長室にお集まり願います。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時20分

○議長（我孫子洋昌君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
日程第7 「総務産業常任委員会委員の選任」を行います。
常任委員の選任については、下川町議会委員会条例第7条第2項の規定により、
1番 桜木議員。
2番 奥崎議員。
3番 小原議員。
4番 中田議員。
5番 大西議員。
6番 斉藤議員。
7番 我孫子議員。
以上のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名したとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。
お諮りいたします。
「議長の常任委員辞任について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。
したがって、「議長の常任委員辞任について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。
本案につきましては、地方自治法第117条の規定により、議長が除斥となりますので退

席し、副議長に交代いたします。

(議長退場)

○事務局長（高屋鋪勝英君） それでは、桜木副議長、議長席にお着き願います。

○副議長（桜木 誠君） 追加日程第1 「議長の常任委員辞任について」を議題といたします。

議長につきましては、その職務上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任が認められるとの理由によって、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（桜木 誠君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員辞任については、許可することを決定いたしました。

ここで、我孫子議長の除斥を解きます。

(議長入場)

○議長（我孫子洋昌君） 次に、総務産業常任委員会の委員長及び副委員長を選出させていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩いたします。

○事務局長（高屋鋪勝英君） お知らせいたします。

常任委員は、応接室にお集まり願います。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時34分

○議長（我孫子洋昌君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務産業常任委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、3番 小原議員。

副委員長には、4番 中田議員。

以上のとおり決定いたしました。

- 議長（我孫子洋昌君） 日程第8 「議会運営委員会委員の選任」を行います。
議会運営委員の選任については、下川町議会委員会条例第7条第2項の規定により、
- 1 番 桜木議員。
 - 2 番 奥崎議員。
 - 3 番 小原議員。
 - 4 番 中田議員。
 - 5 番 大西議員。
 - 6 番 斉藤議員。
- 以上のとおり、指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。
次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長を選出していただきます。
ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩いたします。

- 事務局長（高屋鋪勝英君） お知らせいたします。
議会運営委員は、応接室にお集まり願います。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時40分

- 議長（我孫子洋昌君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
議会運営委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。
委員長には、5番 大西議員。
副委員長には、6番 斉藤議員。
以上のとおり決定いたしました

-
- 議長（我孫子洋昌君） 日程第9 選挙第3号「名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙」を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定いたしました。
名寄地区衛生施設事務組合議会議員に、
2番 奥崎議員、6番 斉藤議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長が指名しました、奥崎議員、斉藤議員を、名寄地区衛生施設事務組合議会議員の当選人とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。
したがって、奥崎議員、斉藤議員が、名寄地区衛生施設事務組合議会議員に当選されました。
当選されました、奥崎議員、斉藤議員が議場におりますので、下川町議会会議条例第36条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第10 選挙第4号「上川北部消防事務組合議会議員の選挙」を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

上川北部消防事務組合議会議員に、

1 番 桜木議員、5 番 大西議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました、桜木議員、大西議員を、上川北部消防事務組合議会議員の当選人とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、桜木議員、大西議員が、上川北部消防事務組合議会議員に当選されました。

当選されました、桜木議員、大西議員が議場におりますので、下川町議会会議条例第 36 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、午後 3 時まで休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 43 分

再 開 午後 3 時

○議長（我孫子洋昌君） それでは、休憩を解き、本会議を再開いたします。

日程第 11 議案第 1 号「下川町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 1 号 下川町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、国の令和 5 年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律が、令和 5 年 3 月 31 日に公布され、下川町税条例においても一部を改正する必要性が生じたことから、関係する条項について改正を行うものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定に伴う改正」、「地方税統一QRコードを活用した納付書の見直し」、「特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率の新設」、「軽自動車税（種別割）のグリーン化特例の延長」などについて、改正を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、議案第1号 下川町税条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律に伴います改正でございます。

議案第1号説明資料、下川町税条例の一部を改正する条例の概要と下川町税条例新旧対照表を御覧ください。

まず最初に、個人住民税につきましては、一つ目の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定に伴う改正ですが、関係条文は、第34条の9、第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6でございます。

平成31年3月に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定しまして、令和6年度から森林環境税の円滑な賦課・徴収のため、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の町道民税と併せて国税である森林環境税を賦課・徴収するための見直しでございます。施行期日は、令和6年1月1日からでございます。

二つ目の地方税統一QRコードを活用した納付書の見直しですが、関係条文は、第46条、第48条、第98条でございます。

税務手続のデジタル化、キャッシュレス化により、納税者の利便性を向上させ、適切な申告・納付を促すために、令和5年4月1日から地方税共同機構を通じて収納できる税目として「固定資産税・軽自動車税（種別割）」以外に、住民税と地方たばこ税の納付書に新たに「QRコード」と「eL番号」を印刷し、地方税共通納税システムによる電子納税に対応できるようにするための見直しでございます。施行期日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日適用するものであります。

三つ目の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限の延長ですが、関係条文は、附則第8条でございます。

令和2年度に引き続き、肉用牛を売却した場合、一定の要件下で所得税が免除され、地方税に関しても課税が免除されることから、適用期限を令和6年度から令和9年度まで3年間延長するものでございます。施行期日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

次に、軽自動車税につきましては、一つ目の特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率の新設ですが、関係条文は、第82条でございます。

令和4年4月27日公布の道路交通法等の一部を改正する法律により、道路交通法に電動キックボードを主な対象とする「特定小型原動機付自転車」区分が新設されたことにより、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率を2,000円として、施行期日は、令和5年7月1日からで、翌年度分から適用するものでございます。

二つ目の軽自動車税（環境性能割）の税率区分の見直しですが、関係条文は、附則第15条の6でございます。

軽自動車を新たに取得した時に課税される軽自動車税（環境性能割）について、現行の税率を令和5年12月末まで据え置き、令和6年1月から税率区分を次の表のとおり、令和6年1月と令和7年4月から段階的に見直すものでございます。施行期日は、公布の日

から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

三つ目の軽自動車税（種別割）のグリーン化特例の延長ですが、関係条文は、附則第16条、第16条の2でございます。

環境性能の優れた電気自動車等を取得した日の属する年度の翌年度の軽自動車税（種別割）を軽減するグリーン化特例につきまして、表のとおり令和8年3月31日まで3年間延長するものでございます。施行期日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第12 議案第2号「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田村町長。

○町長（田村泰司君） 議案第2号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に

ついて、提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険税の減額の対象となる世帯の所得の基準となる金額の引上げについて示され、これを踏まえた地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、下川町国民健康保険税条例においても一部を改正する必要性が生じたことから、関係する条項について改正を行うものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、5割及び2割の減額の対象となる世帯の所得の基準となる金額等の引上げについて、改正を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、議案第2号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令に伴います改正で、市町村が行う国民健康保険の保険料の賦課に関する基準等について、保険料負担の公平性の確保及び低・中所得者層の保険料の負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すものでございます。

議案第2号説明資料の下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要と国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。

説明資料1の保険料の賦課限度額の引き上げの関係条例は、第2条第3項及び第21条第1項でございます。

後期高齢者支援金等の賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。

2の低所得者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準の改正の関係条例は、第21条第1項第2号及び第3号でございます。

5割低減の対象世帯の被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの加算を28万5,000円から29万円に、2割低減の対象世帯は52万円から53万5,000円に改正するものでございます。

その他の改正につきましては、規定の条項等のずれに伴うものでございます。施行期日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第13 同意第1号「下川町副町長の選任について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
田村町長。

○町長（田村泰司君） 同意第1号 下川町副町長の選任について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

前副町長の武田 浩喜たけだ ひろき氏が、4月30日に退任されたことに伴い、市田 尚之いちた なおゆき氏を副町長として選任いたしたいと存じます。

市田 尚之 氏は、昭和63年、下川町職員となり、農務、農地計画、耕地を経験された後、平成10年から耕地課事業係長、平成14年から建設課管理係長、平成16年から議会事務局主査、平成20年から町立病院主幹、平成27年から農務課長として、下川町の基幹産業である農業の振興を、さらに、令和元年から保健福祉課長として、下川町の福祉施策、新型コロナウイルス感染症対策などについて、その職を担っていただいております。

また、人柄につきましては、御承知のとおり、清廉潔白、温厚篤実にして、常に職場の指導的役割を果たし、人格識見とも優れており、信頼するに足りる人でございます。

今、下川町の将来を見据えた地域づくりをより着実に進めていくためには、同氏が副町長として最適任者でありますので、選任をいたしたく、ここに同意を求めるものであります。

何とぞ、議員各位の御支援と御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番 桜木議員。

○1番（桜木 誠君） 同意第1号 下川町副町長の選任について、私の立場から、賛成討論をさせていただきたいと思っております。

まず、はじめに、この春の下川町長選挙において、初当選をされました田村新町長に心からお祝いを申し上げます。また、ただいま多くの課題が山積しておりますが、着実に一つずつ歩みを進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、このたび提案がありました、市田 尚之 氏でございますが、先ほど、提案理由にもございましたとおり、人格・識見ともに優れ、役場在職中は部下や同僚からの信頼も厚い方です。また、課題が山積しております今後の行財政運営に関しては、田村新町長の行財政手腕はもとより、役場職員の総意をもつての協力や町長の女房役である副町長の存在がとても重要であります。時には町長に意見を述べることも必要であると考えております。

常に多くの物事や意見を真摯に受け止め、客観的に判断できる人物として、市田 尚之 氏は副町長に最適な方であり、活力あふれる下川町の実現に尽力してくれるものと確信し、私の賛成討論といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに討論はありませんか。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） これで討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第14 同意第2号「下川町監査委員の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田村町長。

○町長（田村泰司君） 同意第2号 下川町監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者の選任について同意をを求めるもので、下村 弘之^{しもむら ひろゆき}氏を選任いたしたく提案した次第であります。

下村氏は、昭和33年3月1日生まれ65歳で、昭和52年に下川町役場へ奉職され、保健福祉課長、教育課長、議会事務局長などを歴任されております。

また、これまで下川町ふるさと開発振興公社及び下川町森林組合の監事として、その職責を果たされており、その識見、手腕は申し分なく、豊富な経験から監査職務の執行には最適任者であることから、同意をお願いするものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第15 同意第3号「下川町監査委員の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田村町長。

○町長（田村泰司君） 同意第3号 下川町監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者の選任について同意を求めるもので、横井 雅江^{よこい のりえ}氏を選任いたしたく提案した次第であります。

横井氏は、昭和42年5月7日生まれ56歳で、これまでサンルダム周辺整備計画審議会委員などの公職のほか、統計調査員として10年以上務められるなど、地域事情にも精通されており、その職責を果たされてきました。

また、男女共同参画及び女性活躍の推進を図るため、町制初の女性監査委員として選任いたしたく、同意をお願いするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第16 同意第4号「下川町固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田村町長。

○町長（田村泰司君） 同意第4号 下川町固定資産評価員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法第404条第2項の規定に基づき、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、価格の決定を補助するため、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、議会の同意を得て固定資産評価員を選任するものであります。

評価員につきましては、従来から副町長を充ててきたところであり、武田 浩喜^{たけだ ひろき}氏の退任に伴い、市田 尚之^{いちた なおゆき}氏を固定資産評価員に選任いたしたく、提案するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、大西 功 議員ほか5名から、会議案第1号「議会
広聴広報特別委員会の設置に関する決議」及び、桜木 誠 議員ほか5名から、会議案第
2号「下川町議会脱炭素推進調査特別委員会の設置に関する決議」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに、御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、会議案第1号及び会議案第2号を日程に追加し、追加日程第2及び追加日
程第3として議題とすることに決定いたしました。

事務局に会議案第1号及び会議案第2号を配布させます。

（会議案第1号・会議案第2号 配布）

○議長（我孫子洋昌君） 追加日程第2 会議案第1号「議会広聴広報特別委員会の設置
に関する決議」を議題とします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員、5番 大西 功 議員。

○5番（大西 功君） ただいま提案いたしました、会議案第1号 議会広聴広報特別委
員会の設置に関する決議について、議会会議条例第16条の規定により提出いたします。

下川町議会としましては、町民への情報の公開や共有は、開かれた議会の実現に大切な
要素であると考えており、議会基本条例第17条においても広聴広報活動の充実が明記さ
れております。

このことから、情報公開等を推進していくために「議会広聴広報特別委員会」を設置し

ようとするものです。

設置の根拠は、「地方自治法第 109 条及び下川町議会委員会条例第 5 条」となっております。

この特別委員会の設置の目的は、「議会広聴及び議会広報に関する調査・研究、編集並びに発行に関する事」としております。

この特別委員会の委員定数は、議員定数から議長を除く「7 名」としており、任期は「令和 5 年 5 月 9 日から令和 9 年 4 月 30 日」までの期間としております。

以上、本特別委員会について設置を求めたく、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案趣旨の説明といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、会議案第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、会議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、議会広聴広報特別委員会の委員の選任については、下川町議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、

1 番 桜木議員。

2 番 奥崎議員。

3 番 小原議員。

4 番 中田議員。

5 番 大西議員。

6 番 斉藤議員。

以上のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(我孫子洋昌君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会広聴広報特別委員に選任することに決定いたしました。

次に、議会広聴広報特別委員会の委員長及び副委員長を選出させていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩といたします。

○事務局長(高屋鋪勝英君) お知らせいたします。

議会広聴広報特別委員は、応接室にお集まりいただきますよう、お願いいたします。

休 憩 午後 3時35分

再 開 午後 3時38分

○議長(我孫子洋昌君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会広聴広報特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、2 番 奥崎議員。

副委員長には、4 番 中田議員。

以上のとおり、決定いたしました。

○議長(我孫子洋昌君) 追加日程第3 会議案第2号「下川町議会脱炭素推進調査特別委員会の設置に関する決議」を議題とします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員、1 番 桜木 誠 議員。

○1 番(桜木 誠君) それでは私の方から、ただいま提案いたしました、会議案第2号

下川町議会脱炭素推進調査特別委員会の設置に関する決議について、議会会議条例第16条の規定により提出いたします。

令和4年3月18日に設置されました、前期の「下川町議会脱炭素推進調査特別委員会」は、下川町地球温暖化対策実行計画策定に関して所管課との意見交換や、下川町議会における脱炭素推進に関する行動指針・行動案の内容について協議を行い、また、実効性のある脱炭素社会の推進に資するために道内先進地への視察調査を進めてきたところです。

また、この特別委員会では、議会活動における二酸化炭素の排出に関して、「ゼロカーボン議会」を進め、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会のオフセット・クレジット

トによるカーボン・オフセットにより、下川町議会における議会活動の二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする活動も実践してきたところでございます。

以上を踏まえ、下川町議会として、脱炭素に関しましては、継続して推進調査を実施すべきと考えております。

このため、設置しようとする特別委員会の名称は、前期と同様の「下川町議会脱炭素推進調査特別委員会」とし、設置の根拠は、「地方自治法第109条及び下川町議会委員会条例第5条」の規定に基づくものであります。

設置の目的は、「脱炭素の推進に関する調査」としております。

また、この特別委員会の委員定数は、議員定数から議長を除く「7名」とし、調査期間につきましては、「脱炭素の推進に関する調査が終了するまでとする」ものであります。

以上、本特別委員会について設置を求めたく、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、会議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、会議案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、下川町議会脱炭素推進調査特別委員会の委員の選任については、下川町議会委員会条例第7条第2項の規定により、

- 1 番 桜木議員。
- 2 番 奥崎議員。
- 3 番 小原議員。
- 4 番 中田議員。
- 5 番 大西議員。
- 6 番 斉藤議員。

以上のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(我孫子洋昌君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、下川町議会脱炭素推進調査特別委員に選任することに決定いたしました。

次に、下川町議会脱炭素推進調査特別委員会の委員長及び副委員長を選出させていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩といたします。

○事務局長(高屋鋪勝英君) お知らせいたします。

下川町議会脱炭素推進調査特別委員は、応接室にお集まり願います。

休 憩 午後 3時44分

再 開 午後 3時46分

○議長(我孫子洋昌君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

下川町議会脱炭素推進調査特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、1 番 桜木議員。

副委員長には、5 番 大西議員。

以上のとおり、決定いたしました。

○議長(我孫子洋昌君) 日程第17 「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りします。

本町の重要懸案事項の要請並びに各種研修会等への出席のため、令和5年5月9日から令和6年4月30日までの間において、道内、道外の関係機関に議員を派遣することにし、たいと思います。

これを承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、令和5年5月9日から令和6年4月30日までの間、議員の派遣について承認されました。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和5年下川町議会定例会5月臨時会議を閉会いたします。

午後3時47分 閉会

○議長（我孫子洋昌君） 町長から申し出により挨拶があります。

○町長（田村泰司君） 臨時会議の閉会に当たりまして、お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、何かと御多用の折にも関わりませず、全員の御出席をいただき、誠にありがとうございました。

また、提案いたしました案件につきましては、御議決、御同意を賜り、誠にありがとうございました。

いよいよ本日より、新たな議会体制の下、議会活動がスタートするところでございます。

皆さま方の一層の御活躍を御祈念申し上げますとともに、引き続き御指導、御支援賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（我孫子洋昌君） このたび、本議会において副町長に選任同意されました、市田尚之 上席専門員から御挨拶があります。

市田上席専門員、演台でお願いいたします。

○保健福祉課上席専門員（市田尚之君） このような高い席から恐縮ではございますが、一言御挨拶をさせていただきたいと存じます。

このたび、議員各位の格別な御配慮を賜りまして、副町長に選任の御同意をいただき、改めてその責任の重さに身が引き締まる思いでございます。前任の武田副町長のように、豊富な経験と知識、卓越した手腕、それには到底及びませんが、最善の努力を傾注し、町長の補佐役として、職員の理解と協力を得ながら職責を果たしてまいりたいと、そう思っております。

今、地方自治体を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化、地域衰退など、多くの問題を抱えております。さらには、ウクライナ情勢をめぐる先行きの不確実性は高く、今後、コロナの影響からの経済社会活動の回復が遅れ、地域経済は大打撃を受けております。ますます厳しい自治体運営が予測されます。

しかし、下川町は、今までも急激な社会情勢の変化にもたゆまない努力と高い志で多くの事を成し遂げ、現在ではSDGs未来都市など、全国のモデル都市として高い評価を受けております。今後も持続可能な地域社会の創造に向け、職員が一丸となって取り組まな

ければなりません。

田村町長が目指す下川町の再興に向け、町民の皆さまの御参加をいただきながら、職員とともに健全財政を構築し、誠心誠意努力してまいりたいと存じます。

今後も議員各位の御指導、ごべんたつを賜りますようお願い申し上げて、選任同意に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 本日は、以上をもって散会といたします。